

## 平成30年執行岡山海区漁業調整委員会委員補欠選挙の概要

### 1 海区漁業調整委員会について

海区漁業調整委員会は、海区（本県の場合は、岡山海区）の区域内において、漁業に関する事項を処理するものとされ（漁業法第83条）、具体的には知事が漁業に関する行政をすすめることについて、諮問機関として意見を述べ、漁業関係者の争いに対して裁定を下し、関係者に対して必要な指示をする権限を持つ県の執行機関である。（地方自治法第180条の5第2項、第202条の2第5項）

### 2 岡山海区漁業調整委員会の構成（15人（定数））

- (1) 選挙による委員 9人
- (2) 選任による委員（知事が選任） 6人（学識経験者及び公益代表者）

### 3 関係市区（9市区）

岡山市中区、岡山市東区、岡山市南区、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市

### 4 岡山海区漁業調整委員会委員の任期

任期は、4年（漁業法第98条第1項）  
任期満了日は、平成32年8月9日

### 5 選挙による委員の補欠選挙について

選挙による委員に欠員を生じ、落選者からその補充ができないときは、補欠選挙を行う。（漁業法第93条）

平成28年8月3日執行の任期満了に伴う一般選挙は無投票であり、補充ができないので、補欠選挙を行う。

補欠選挙は、海区漁業調整委員会の会長から欠員を生じた旨の通知を受けた日から50日以内に行う。（漁業法第94条における公職選挙法第34条の準用）

### 6 本件選挙の所管

海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する事務は、都道府県の選挙管理委員会が管理する（漁業法第88条）とされている。

### 7 選挙権及び被選挙権の主な要件等

- ・ 漁業者又は漁業従事者であること。
- ・ 海区に沿う市町村（岡山市にあっては区）に住所又は事業場を有すること。
- ・ 1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事すること。
- ・ 年齢満18歳未満でないこと。

### 8 選挙人名簿登録者数（平成29年12月5日確定）

2, 232人（関係9市区の合計）